



商標登録証
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 5 1 9 4 2 0 1 号
(REGISTRATION NUMBER)

商標 (THE MARK) (標準文字)

4 V O C 基準適合

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

- 第 1 類 化学品、のり及び接着剤（事務用又は家庭用のものを除く。）、塗装用パテ、非鉄金属、写真材料、工業用粉類、原料プラスチック
- 第 2 類 カナダバルサム、コパール、サンダラック、セラック、松根油、ダンマール、媒染剤、マスチック、松脂、木材保存剤、染料、顔料、塗料、印刷インキ、絵の具、防錆グリース、塗装用・装飾用・印刷用又は美術用の非鉄金属はく及び粉、塗装用・装飾用・印刷用又は美術用の貴金属はく及び粉

商標権者 (OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

その他別紙記載

東京都中央区日本橋浜町 2 - 1 7 - 8

社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

出願番号 (APPLICATION NUMBER)

商願 2 0 0 8 - 0 2 5 2 0 3

出願年月日 (FILING DATE)

平成 2 0 年 4 月 2 日 (April 2, 2008)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 2 1 年 1 月 9 日 (January 9, 2009)

特許庁長官 (COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

鈴木隆史



商 標 登 録 証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第5194201号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2008-025203 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

- 第11類 便所ユニット, 浴室ユニット, 暖冷房装置, 業務用加熱調理機械器具, 業務用食器乾燥機, 業務用食器消毒器, 家庭用電熱用品類, ガス湯沸かし器, 加熱器, 調理台, 流し台, 火鉢類
- 第16類 事務用又は家庭用ののり及び接着剤, マーキング用孔開型板, 装飾塗工用ブラシ, 紙類, 文房具類, 印刷物, 写真, 写真立て
- 第17類 プラスチック基礎製品, 消防用ホース, 石綿製防火幕, 電気絶縁材料, ゴム製又はバルカンファイバー製の座金及びワッシャー, 化学繊維 (織物用のものを除く。), ゴム製栓, ゴム製ふた, ゴム
- 第19類 陶磁製建築専用材料・れんが及び耐火物, リノリウム製建築専用材料, プラスチック製建築専用材料, 合成建築専用材料, アスファルト及びアスファルト製の建築用又は構築用の専用材料, ゴム製の建築用又は構築用の専用材料, しっくい, 石灰製の建築用又は構築用の専用材料, 石こう製の建築用又は構築用の専用材料, 繊維製の落石防止網, 建造物組立てセット (金属製のものを除く。), 木材, 石材, 建築用ガラス, 建具 (金属製のものを除く。)
- 第20類 カーテン金具, 金属代用のプラスチック製締め金具, くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター (金属製のものを除く。), 座金及びワッシャー (金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。), 錠 (電気式又は金属製のものを除く。), きゃたつ及びはしご (金属製のものを除く。), ハンガーボード, タオル用ディスペンサー (金属製のものを除く。), 家具, 屋内用ブラインド, すだれ, 装飾用ビーズカーテン, つい立て, びょうぶ
- 第27類 洗い場用マット, 畳類, 人工芝, 敷物, 壁掛け (織物製のものを除く。), 体操用マット, 壁紙

[以下余白]